

平成 29 年度障害者スポーツ振興事業
「地域における障がい者スポーツの振興事業」
委託先団体募集要綱

1. 助成の目的

本事業は、障がい者が身近な地域で自主的・積極的・継続的にスポーツに参加できる社会を実現することを目的に実施する。

また、地域の障がい者スポーツ振興の統括組織である都道府県・指定都市の障がい者スポーツ協会や障がい者スポーツ指導者が、本事業をきっかけに地域のスポーツ団体や関係者等と連携・協働し、教室やイベント等の事業の企画や運営、指導をすることで、地域全体の障がい者スポーツの振興体制の整備に寄与することを目的とする。

2. 委託先対象

本事業は委託事業として実施する。委託先対象は、都道府県・指定都市障がい者スポーツ協会とし、かつ、助成事業の実施体制が整っている事を委託先対象の条件とする。

3. 対象事業

下記の区分を対象とした、地域における障がい者スポーツ振興にかかわる事業とする。なお、助成の目的に合致すると共に、地域の障がい者スポーツ協会と障がい者スポーツ指導者協議会が協力・連携した体制で実施するものとする。

【事業区分】

- (1) 障がい者のスポーツ教室事業
- (2) 障がい者スポーツ指導者の育成事業
- (3) 障がい者スポーツ指導者の派遣事業
- (4) 選手発掘・育成事業
- (5) 障がい者スポーツ理解啓発事業(大会等イベントも含む)
- (6) 組織連携推進強化事業(組織連携を主たる目的とした事業)

※注1:厚生労働省が実施している「地域生活支援事業」の「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」や日本スポーツ振興センターの「スポーツ振興事業助成」等の他団体からの助成を受けている事業は重複して申請はできない。

※注2:スポーツ庁が都道府県・指定都市に委託事業として実施する「地域における障害者スポーツ普及促進事業」および「特別支援学校等を活用した障害児・者のスポーツ活動実践事業」を実施する団体は、申請時に必ず申し出ること。

4. 活動の範囲

原則として、委託先団体の都道府県内(指定都市を含む)を実施場所とすること。なお、実施内容・特性等の理由により当該の都道府県内で実施が困難な場合はこの限りではない。

5. 助成対象となる事業の実施期間

本事業の委託契約締結日～平成 30 年 1 月末日(事業完了)

※平成 30 年 2 月に実施団体の報告会を開催予定。

※委託費の支払い以前の実施費用については、委託先団体の立替によるものとする。

6. 募集期間と提出書類

募集期間は次のとおりとする。締切日までに下記の書類を作成し、送付すること。なお、締切り後および書類に不備がある場合は受理できないので注意すること。

【募集期間】 平成 29 年 3 月 13 日(水)～平成 29 年 4 月 14 日(金)(必着)

【提出書類】 (1) 受託申請書……………様式 1
(2) 事業計画書……………様式 2-1、2-2
(3) 予算書……………様式 3-1、3-2
(4) スポーツ用具購入申請書、管理誓約書…様式 4
(5) 謝金・旅費・賃金等の規程・規約等

※上記(2)(3)は、データについても USB 等の電子記録媒体またはメールでご提出ください。

7. 委託費と対象経費

委託費は、各団体につき 200 万円または 300 万円とする。また、委託費の支出科目は国庫補助金の規程に準じて、以下のとおりとする。

諸謝金、旅費交通費、スポーツ用具、消耗品費、会議費、借損料、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、賃金、保険料

詳しくは別紙の「経費支出について」をご参照ください。

＊ 委託費の入金は 6 月以降の予定です。

＊ 支出については、すべて委託先団体の規程により行ってください。

＊ 平成 28 年度より、委託費(総事業費)の 35%を上限として事業目的に必要なスポーツ用具の購入が認められます。(ただし、本事業では事務用品等の備品の購入はできません)

8. 選定方法及びその結果

- (1) 委託先団体の選定は、当協会が設置する選定委員会で、平成 29 年度助成事業に関する選定方針に基づいて審査し決定する。
- (2) 選定結果については、内容確認後随時、文書をもって知らせる。また、決定した事業については、当協会ウェブサイトで公開する。
- (3) 他の機関の助成等を受けて当該事業を実施することとなった場合は、採択後であっても受託申請を辞退すること。
- (4) 選定結果に関するいかなる問い合わせ等については答えられない。

9. 委託先団体の決定と決定後の事務手続き(提出物)

委託先団体の決定後、下記の書類を提出すること。

- (1) 委託契約書…内容を確認の上、委託先団体の長が署名捺印し、事業計画書とともに 2 部提出すること。
- (2) 請求書…………事務手続きの簡素化から、委託契約書と同時に請求書を提出しても構わない。

10. 委託事業に係わる消費税の取り扱い

当協会との委託事業契約に基づき実施する事業の委託金については、国等からの補助金と同様の扱いとし、「特定収入」として取り扱うこと。また、消費税の計算にあたり簡易課税を選択されている団体についても、本委託金は課税対象外の収入として取り扱うこと。

11. 事業報告

事業報告は、助成事業の完了から1カ月以内又は平成30年1月末日(消印有効)のいずれか早い日までに提出すること。

※事業報告はその後、当協会がとりまとめ、平成30年4月10日までにスポーツ庁に提出する。

(1) 完了報告書

完了報告書は、委託先団体の長が押印して提出すること。また報告書データは電子記録媒体に収め、併せて郵送にて提出すること。

(2) 決算書

決算書は、領収書及び納品書のコピーを添付し提出すること。また決算書データは電子記録媒体に収め、併せて郵送にて提出すること。

(3) 成果物・印刷物

ポスター・チラシ・冊子等、委託費で作成したものを2部提出すること。

(4) 報告書(原稿)

全ての委託先の報告書を当協会で合本するので、原稿等をデータで提出すること。また報告書データは電子記録媒体に収め、併せて郵送にて提出すること。

【報告書内容】

- ①はじめに(自県のスポーツ環境の特色、実情、課題点、事業を企画した経緯等)
- ②事業の目的・ねらい
- ③実施概要(内容および実施体制等)
 - ・事業内容
 - ・実施体制(連携・協力団体等)
 - ・参加者内訳等
- ④障がい者スポーツ指導者の活用・役割
- ⑤連携について(事業前の関係性、実際の事業での役割分担、事業後の関係性の変化)
- ⑥スポーツ用具について(備品整備、活用、今後の使用及び展開について)
- ⑦成果および評価(達成度)
- ⑧事業の今後の必要性(課題も含めて)
- ⑨おわりに
 - ・所感
 - ・特記事項等(事業の目的達成に向けて工夫したこと、ポイントなど)
 - ・事業を継続実施した成果・変化 ※継続委託団体のみ

【添付資料】

- ①開催要項 ②参加者内訳 ③記録写真 ④その他【添付資料】

※ 詳細は後日の連絡とする。

※ 報告書の原稿は、各団体1事業につき、1～2ページの予定。

(5) 事業報告会

各団体が事業を通じて、各地域の障がい者スポーツの振興における課題に向き合い、多くの支援者や関係団体との連携を深め、障がいのある方々のスポーツ環境や振興体制の整備・拡充を目的に実施した事業についての報告会を事業終了後に開催する。(2月中旬開催予定)

12. 問合せ先及び送付先

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会 スポーツ推進部
担当: 滝澤・小島
E-Mail: kojima-t@jsad.or.jp
〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 2-13-6 ユニゾ水天宮ビル 3F
TEL) 03-5695-5420(直通) FAX) 03-5641-1213
問合せ時間 月曜～金曜 AM9:30～PM5:45

※ この募集要綱は、平成29年度国庫補助事業(スポーツ振興事業)の予算の状況によっては内容が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。